

にこ通

令和4年12月
vol.118 あ



遺言、すー身近に感じる時代です

自筆証書遺言書の 法務局保管制度が始まって2年ちょっと。

先日、クライアントさんの遺言書保管申請のために、法務局まで付き添いで伺っていただきました。

※ 遺言書作成自体は行政書士さんに依頼してサポートしてもらいました。

こっぴどいともどんな制度？

手数料を3900円支払うことで、自筆証書遺言書を法務局で保管してもらえるのです。

メリットは

- ・紛失や改ざんの恐れがない
- ・相続発生時に家庭裁判所の検認が不要。
- ・相続発生時、指定した相続人に遺言書があることの通知がいく。

など。詳しくはこちら→



思いの外早く終わったので、世界一美しいスタバでコーヒータイム。

「これで安心やわ〜」とクライアントさん。

「ですね！あとはこれからの人生を楽しみだけですね」

「ホントやね！勝裕さん、ありがとう！」

とっても温かい時間が流れていました。

遺言書(またはエンディングノート)は決して暗いものではなく、大切な人に遺す最後のメッセージ。これからの人生を悔いなく生きるための切符だと思います。

僕は、想いを繋ぐ相続コンサルタントとして、これからも必要としてくれる方に安心をお届けしていきます。

来年も定期的にセミナーを開催していきます。

または(月21日土曜日から

時間：午前10時～12時

場所：エガお相続サポート事務所

定員：2組4名

参加費：1人(1家族)3000円のところ

はじめての一步価格1000円

〈セミナー内容〉

- ・相続の一般的な基礎知識
- ・円満相続と揉める相続の分岐点
- ・認知症になる前にやっておきたいこと
- ・質問タイム

お申込みはこちらからどうぞ →

